

都城市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

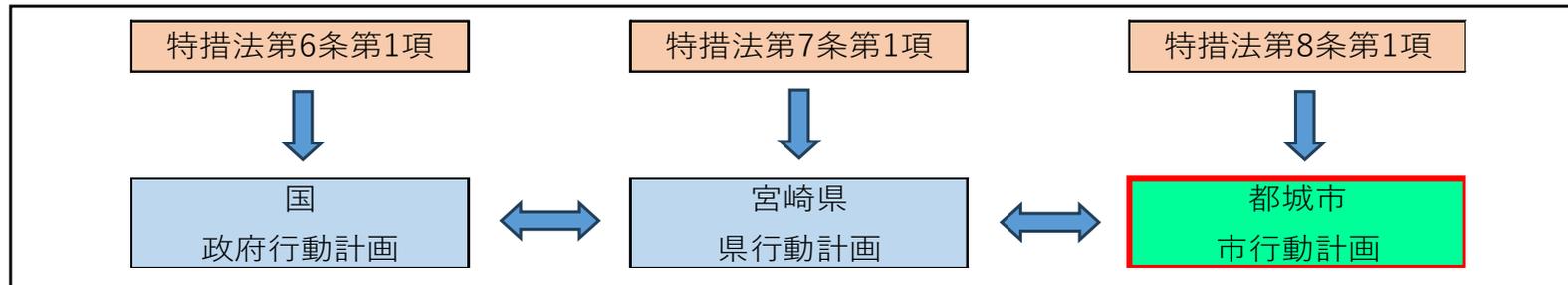
1 改定の目的

新型コロナウイルス感染症対策（COVID-19）の経験と課題を教訓とし、新型インフルエンザ等に加え、その他の幅広い感染症による危機に対応できる地域社会を目指すことを目的としている。

2 計画の位置づけ

新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）第8条の規定に基づき、宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「県行動計画」という。）の内容を踏まえ策定するもの。

<政府行動計画・県行動計画との関係性イメージ>



3 対象とする疾患

- 新型インフルエンザ等感染症（※感染症法 第6条第7項）
- 指定感染症（※感染症法 第6条第8項）
- 新感染症（※感染症法 第6条第9項）

※感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

4 計画期間

令和8年度から（おおむね6年ごとに改定について必要な検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講じる。）

※市の部局や課室等について、組織改廃があった場合は、必要に応じて修正を行う。

都城市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

5 策定に当たっての基本的な考え方

- 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す。
- 中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、県行動計画に準じ、予防や準備等の事前準備の部分「準備期」と、発生後の対応のための部分「初動期」及び「対応期」に分けた構成とする。

6 各対策項目の主な取組（※状況に応じて適宜実施）

対策項目	準備期 (予防や準備等、事前準備の期間)	初動期 (感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、基本的対処方針が実行されるまでの期間)	対応期 (基本的対処方針が実行されてから、市対策本部が廃止されるまでの期間)
(1)実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ▶全庁での対応体制の構築 ▶実践的な訓練の実施 ▶国及び県等との連携強化 ▶必要に応じ、都城市新型インフルエンザ等対策本部幹事会を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ▶市対策本部、各部局対策部の設置 ▶対応方針の検討・決定 ▶必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ▶対応方針に基づく適切な対策の実施、状況に応じた柔軟な実施体制の見直し
(2)情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ▶感染対策、発生状況等感染症に関する情報の提供・共有 ▶リスクコミュニケーションの体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ▶感染症の特性、国内外の発生状況、有効な感染対策等の情報の提供・共有 ▶対策ウェブサイト、コールセンターの立ち上げ、運営 ▶偏見、差別等への対応 	

都城市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

対策項目	準備期 (予防や準備等、事前準備の期間)	初動期 (感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、基本的対処方針が実行されるまでの期間)	対応期 (基本的対処方針が実行されてから、市対策本部が廃止されるまでの期間)
(3)まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ▶換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ▶国の要請を受け、業務継続計画に基づく対応の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ▶基本的な感染対策の徹底を市民等へ要請 ▶住民への対応（外出自粛や公共施設の使用制限等に係る要請等）
(4)ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ▶接種に必要な人員、会場、資材の確保等の接種体制の構築 ▶ワクチンの供給体制の構築（県等と協力） ▶予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種についての啓発 ▶定期予防接種の適正な実施・国が進めるマイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化等、予防接種事務におけるDXを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ▶準備期に必要と判断した資材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ▶予防接種を開始 ▶感染状況を踏まえ、必要に応じて接種体制を拡充
(5)保健	<ul style="list-style-type: none"> ▶県の要請があった場合、保健所への応援派遣に協力 		<ul style="list-style-type: none"> ▶県が実施する健康観察や生活支援に協力

都城市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

対策項目	準備期 (予防や準備等、事前準備の期間)	初動期 (感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、基本的対処方針が実行されるまでの期間)	対応期 (基本的対処方針が実行されてから、市対策本部が廃止されるまでの期間)
(6)物資	▶感染症対策物資等の備蓄	→	▶必要に応じ、医療機関等へ配布
(7)市民生活及び市民経済の安定の確保	▶事業者や市民に対するマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄勧奨 ▶国の要請を受け、高齢者、障がい者等の要配慮者等の生活支援等の具体的手続きを検討 ▶国、県と連携し、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備	▶市民等へ生活関連物資等の購入に当たっての適切な行動の呼び掛け	▶市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援の実施 ▶必要に応じ、生活関連物資等の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請